【規程番号　神女短Ｖ－015】

神戸女子短期大学入学前の既修得単位の認定に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 22 条の４に基づき、学生が本学に入学する前に修得した単位（以下「既修得単位」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

（認定基準）

第２条　既修得単位の認定の基準は、次の各号による。

（1）本学に入学する前に短期大学又は大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を対象とし、本学において開設されている授業科目及び単位として 15 単位を超えない範囲で認定する。

（2）単位の認定は、授業科目の名称にかかわらず、履修した授業科目の内容に応じて行う。

（3）修得した単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は、授業科目及び単位の認定は行わない。

（申請手続）

第３条　既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

（1）既修得単位認定申請書（別紙様式 1）

（2）既修得単位に係る単位修得証明書

（3）既修得単位に係る授業科目の内容が記載されたシラバス又はこれに類するもの

２　前項の書類は、１年次前期の本学が指定する期日までに提出するものとする。

３　既修得単位の認定を受けようとする者は、申請した授業科目の単位が認定されるまでは、必要に応じ当該授業科目等を履修しなければならない。

（審査）

第４条　前条の申請書類に基づき、教務委員会は既修得単位の認定について審査する。審査にあたっては、当該授業科目の担当教員又は学科等の意見を聴取することができる。

（認定）

第５条　学長は、前条の審査結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き、既修得単位を認定する。ただし、学長は、認定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　既修得単位が認定された者には、既修得単位認定通知書（別紙様式 2）により結果を通知する。

（成績評価）

第６条　学則第 23 条の規定にかかわらず、認定された授業科目の成績評価は認定とし、「認」と表記する。

（履修指導）

第７条　既修得単位の認定を行ったときは、当該学生に対し、学習内容の豊富化が図られるよう、在学中の授業科目履修に関し適切な指導を行うものとする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（別紙様式１）

既修得単位認定申請書

年　　月　　日

神戸女子短期大学長　様

学科　　年　　クラス　　番

学籍番号（　　）

氏名　　㊞

入学前に修得した授業科目の単位を認定していただきたく、下記により申請いたします。

記

1　単位を修得した大学等の名称

2　単位を修得したときの身分（一方を○で囲む）

正規学生　　科目等履修生

3　在籍期間

年　月　日 ～　　年　月　日

4　認定を申請する授業科目及び単位

認定を受けようとする授業科目		入学前に他の大学等で修得した授業科目		
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	評価

〔添付書類〕1　単位修得証明書

2　授業科目の内容が記載されたシラバス等

（別紙様式２）

既修得単位認定通知書

学科　　年　　クラス　　番

学籍番号（　　）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたの入学前に修得した授業科目について、本学学則第22条の4に基づき、下記のとおり認定します。

記

認定を受けようとする授業科目		入学前に他の大学等で修得した授業科目	
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
計		計	

なお、成績評価は「認」と表記する。

年　　月　　日

神戸女子短期大学

学長　　○○　　○○